

第2章 平成17年大阪市産業連関表推計にあたっての留意点

1. 表の基本的構造

表頭に中間需要部門と最終需要部門及び総産出額、表側に中間投入部門と粗付加価値部門及び総投入額を配したマトリックス形式となっている。市内需要に対する移輸入による供給については、最終需要部門に控除項目としての移輸入部門を設けて、一括控除の形で処理する競争移輸入型の地域内表とした。したがって、表の上では総産出額＝総投入額＝総生産額となる。

中間需要部門は、生産活動単位（activity base）とし、中間投入部門は商品ベースの財貨及びサービスとした。したがって、表は商品×商品の投入産出表となり、93SNAのA表に相当する。

2. 分類

1) 部門分類

(1) 基本分類

行 520×列 407（平成17年全国表を基礎に作成）

(2) 統合分類

- ① 統合大分類（34部門） …全国表に同じ
- ② 統合中分類（108部門） …全国表に同じ

2) 活動主体分類

内生部門の活動主体分類は、次のとおりとした。

- ① 産業
- ② 政府サービス生産者
- ③ 対家計民間非営利サービス生産者

3. 価格評価

1) 生産物の価格評価

市内生産物及び移入される国内生産物は、生産者工場出荷額で評価する。ただし、生産者が負

担する近距離の運搬サービス及び機械などの設置サービスは基礎データの関係から含まれる場合がある。

事業所の区域が明確になっていない産業の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価することとし、市場までの運賃は生産コストとして処理した。

サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価した。帰属計算を行う金融、住宅賃貸料等の部門の生産額は帰属計算による額とした。政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額はその経費総額とした。

2) 取引の価格評価

取引を生産者の出荷価格で評価する生産者価格評価表を、実際価格評価により作成した。これは主に次の理由によるものである。

- ① 生産者価格評価表は、流通マージン率の相違による評価の相違を排除しているため、投入係数が比較的安定しており、分析に適している。
- ② 実際価格評価表は、作表に際して経理面からの資料が得やすく、また、経済取引の実態を示すので現状分析に適している。

3) 輸出入の価格評価

輸出品の価格は生産者価格により、輸入品の価格は CIF 価格により評価した。

4. 市内生産額

1) 「市内」の概念

市内生産額の範囲は、大阪市域内の生産活動による財貨・サービスの全てとした。したがって、外国企業の在阪支店、代理店等の活動によるものを含んでいるが、外国公館による活動は除かれる。

2) 市内生産額の重複計上

部門別の生産額は、財貨・サービスの細品目別の粗生産額（出荷された半製品の生産額が、当該半製品を加工して作られた完成品の生産額とは別に計上されている）をそのまま基本分類ごとに積み上げるため、それをさらに積み上げた統合部門はもちろんのこと、基本分類部門内でも生産額が重複計上される場合がありうる。この結果、産業間の取引では、基本分類部門の場合でも自部門内の取引があり得る。

3) 半製品・仕掛品

半製品・仕掛品の生産者在庫増減額は生産額に含め、さらに半製品のままで移輸出したものの生産額に計上した。

4) 自家生産・自家消費品

自家生産・自家消費品は、細品目に指定されたものは原則として生産額に計上したが、出荷ベースの統計から生産額を推計する品目については、 $生産額 = 出荷額 + 在庫増減額$ として捉えているため、自家消費品はいっさい含まれない。なお、家計における自家生産品は農家における一次産業による一部の加工品を除き、生産額には含めていない。

5) 製造小売

製造小売業における生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれの部門の生産額に計上した。

6) 加工賃収入額

製造業における加工賃収入額は、生産額に含めない取扱いとした。本来、産業連関表においては、生産物が自社販売であるか受託生産品であるかに関わらず、当該部門に生産額を計上しなければならないが、資料の制約上、商社等の非製造部門からの委託生産分を把握することが困難なため、受託生産による加工賃収入額を生産額に計上しないこととした。

7) サービス

サービス生産額は、産業部門では売上収入額とするが、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が活動主体である部門では、経費総額を生産額とした。

なお、サービス部門の生産額の推計にあたっては、事業所ベースの産業分類による統計資料を用いた部門が多いが、これは生産活動ベースの生産額を推計する一手段として使用したものである。

8) 鉱業（大分類）

平成2年表では、工業統計上鉱業の生産額が計上されていたが、市内では本社活動しか行われていないという判断のもと生産額を0としていた。しかし平成7年表以降では「碎石」について活動が行われていると判断し、「碎石」の生産額を計上している。

以上のほか、商業、貨物運輸、金融（帰属利子）等の部門の生産額は、特殊な問題を含んでい

るので、「7. 特殊な取扱いをした部門」に示すと通りの取扱いをした。

5. 中間取引、在庫及び固定資本形成

中間投入部門と中間需要部門との交点に計上される中間取引は、厳密に言えば取引額ではなく消費額であり、かつ経常消費のみであって資本財消費は含まない。

すなわち、

- ① 買い取り以後消費部門で原材料として在庫になったものは、その純増額を最終需要部門に生産者の原材料在庫純増として計上した。
- ② 生産された財貨がどの部門でも購入されず、かつ、消費されなかった場合には、その純増額を生産者の製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増または流通在庫純増として最終需要部門のそれぞれの在庫純増欄に計上した。
- ③ 資本財はどの産業が購入しても産業別には計上せず、最終需要部門の固定資本形成欄に計上した。ただし、資本の年間消耗分は資本減耗引当として、粗付加価値欄に計上した。

在庫及び固定資本形成について、取引実態と異なったこのような扱いをした理由は、各生産部門の投入係数の安定性を確保するためである。

6. 記録の時点と期間

平成17年の1月から12月に至る暦年における各取引を、原則として発生主義により記録した。すなわち、財貨の生産額は、当該財貨が生産された時点で、サービスの生産額は、当該サービスが提供された時点で記録した。中間消費のための財貨・サービスは、生産に投入された時点を基準とした。最終需要のうち家計、政府及び対家計民間非営利団体による財貨・サービスの消費は、それらの引渡が遅延した場合でも一般に購入時点を、固定資本形成は、原則として引渡を受けた時点を、また在庫純増額は、生産者又は流通業者が法的所有権を有することになった時点を基準とした。

7. 特殊な取扱いをした部門

1) 副産物及び屑の取扱い

副産物、屑とも原則として、競合する部門にマイナス投入するストーン方式とした。

なお、近年の環境問題を考慮して、「再生資源回収・加工処理」部門を新設した。このことにより、屑・副産物の発生分は、全て当部門に産出し、当部門から各投入部門へ産出させる。「再生資

源回収・加工処理」部門は、再生資源の回収・加工等に要した経費を計上して発生分と併せて産出するが、経費の発生していないものも含まれる。そのため、平成7年以前の表と比較すると、屑・副産物の発生分について市内生産額が増加する。

2) 商業部門及び貨物運輸部門の取扱い

生産者価格評価表では、財の取引は、これを供給する部門と消費する部門の間で直接行われ、この取引に商業部門が商業マージン（商品販売額から商品仕入額を控除した粗マージン）相当のサービスを付加すると考え、消費部門は、別途商業マージンを負担したものとして扱う。したがって、取引をした財とは別に商業サービスが提供されたものとし、消費部門の投入品目ごとの商業マージンを商業部門の行にまとめて計上し、商業マージン総額をもって商業部門の生産額とした。

同様に、生産者価格評価表においては、財の取引に伴う貨物運賃についても、取引をした財とは別に消費部門が負担したものとして扱うため、取引実態に関わらず消費部門から貨物運輸部門への投入額とした。

3) コスト運賃とコスト商業

財の取引に伴う運輸、商業サービスには流通コスト（前述の運賃・商業マージン）の対象となるサービスの他直接コストとして計上すべきサービスがある。これをコスト運賃、コスト商業として一般の原材料と同様に取り扱った。これは生産者価格評価表でも購入者価格評価表でも同じ扱いとなる。

コスト運賃、コスト商業の範囲等については次の通りである。

(1) コスト運賃

① 生産工程内で発生する輸送にかかる運賃

- ・木材、魚類等のように、集荷場、卸売市場等において生産者価格が決まるような商品についての集荷場、卸売市場等までに要した運賃
- ・鉄鋼、造船等のように、一貫又は大規模工場内において原材料や半製品等を移動させるために要した費用
- ・建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した運賃

② 引越荷物、旅行手荷物、郵便、廃棄物、廃砂利のように、商品とは考えられないものに関する輸送費用

(2) コスト商業

- ① 輸入商品の CIF 価格に含まれていない外国商社からのサービスの提供は、商業の輸入として「輸入（特殊輸入）」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」と

して扱い、その産出先を卸売業とする。

注：外国商社からのサービスの提供は、国際収支表では「代理店手数料の支払い」として計上されている。

- ② 同一部門内での中古品の取扱額は、取引基本表では取引マージンのみが計上されるが、この取引マージンについても「コスト商業」として扱う。具体的には、家計における中古の書籍、衣服、乗用車及び道具類などの取引や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引に伴う商業マージンがこれに相当する。

4) 政府活動

政府及び民間非営利団体の活動は、大きく分けて性質上、商品と認められる財貨・サービスを提供する活動と、その他の財貨・サービスを提供する活動があり、それぞれ取扱いを異にする。

(1) 公的企業活動

財貨・サービスを国民に販売することを主たる業務とする政府の活動は、①たとえ、その価格が全生産コストを完全にカバーしていなくても、企業の生産物と同じ性格を持つ財貨・サービスを市場向け（政府の使用を含む）に生産し、かつ生産技術や投入が企業の場合とほぼ同様であり、②財貨・サービスの供給代価が供給される財貨・サービスの量および質に正比例しており、かつ③その買入が購入者の自由意志による場合には、商品の生産活動として私企業の生産活動と同様に扱った。

このケースに当たる活動としては、住宅供給公社等の国営企業や郵便貯金、森林保険、食糧管理、上水道、交通事業などの企業会計にみられる諸活動が挙げられる。

また、企業の事務所が提供するような種類のサービスを、政府部門の事業所が政府の用に供するために生産している場合も、本来の政府活動から分離し、商品生産活動として扱った。独立行政法人造幣局などがこれに該当する。

さらに、政府の公務員住宅の賃貸活動や政府自らが使用する建物の賃貸活動（帰属サービスを含む）等も一般の商品としてのサービス生産活動として扱う。

以上の政府活動は、この産業連関表では一般の商品生産活動と全く同じように扱う、いわゆる「公的企業活動」とし、民間企業活動と合わせて一部門を構成する。

すなわち、生産額としては売上金額またはこれに相当する評価額を計上し、投入としては一般会計等からの繰入を補助金に計上し、営業余剰は黒字、赤字とも計上した。ただし、食糧管理特別会計については一般会計からの繰入をそのまま計上するのではなく、品目別に赤字分を「補助金」に、黒字分を「間接税」に計上した。また、産出先は代価支払部門とした。

(2) 政府サービス生産活動

政府の活動のうち、(1) 以外の財貨・サービスの提供者としての活動は、その生産のためのコストをカバーできる価格で市場において販売されないサービスであり、もし政府自らが供給しな

ければ便利に、かつ経済的に供給されないような社会共通の公共的サービスの供給及び国家の管理、経済的、社会的政策の実施である。具体的には、

- ① 行政、国防、治安の維持
- ② 保健、教育、文化、レクリエーション、その他の公共サービス
- ③ 防火、道路照明、衛生、道路、その他の公共サービス
- ④ 経済成長、福祉、技術開発の促進

等が含まれる。

これらの活動は、産業連関表上、「非公務」と「公務」とに分けて扱われ、前者はさらにいくつかの部門に細分される。具体的には、国の一般会計及び地方の普通会計で賄われる保健衛生、社会福祉施設、社会教育、学術研究機関等の活動と、国の特別会計及び地方の事業会計で賄われる社会保険事業、学校教育、医療、下水道、清掃等となる。

政府サービス生産活動の生産額としては、経費総額を計上し、その産出先については、まずこれらサービスに対して支払われた料金に相当する額を受益部門に産出し、残りの額を「一般政府消費支出」とする。

5) 帰属計算部門

帰属計算部門とは、市場では実際取引が行われていないが、実質的には効用が発生し、これを享受している部門がある場合、この効用を市場価格で評価して、ある部門の生産額に計上することをいい、その産出先は、この効用を享受している部門とする。

- ① 金融（帰属利子）の部門 …預貯金等の管理・貸付・融資などの金融活動
- ② 保健サービスの部門 …生命保険及び損害保険のサービス
- ③ 公務・教育などの部門 …減価償却を行っていない政府建物の「資本減耗引当」
- ④ 住宅賃貸料の部門 …持家及び給与住宅

金融機関は、預貯金の管理・貸付・融資業務の他、証券の発行・引受、信用保証等の業務を行っている。後者の生産額としては、手数料収入を計上するが、前者については帰属計算による受取利子と支払利子の差額分、すなわち帰属利子を生産額とする。このようにして計算した帰属利子の産出先については、金融機関は、①預金の流動性を変化されて、より長期の資金として貸付先に供給すること、②直接金融が一般的でない社会において、企業に対して融資のルート及び資金の集中を確保すること、といったサービス活動を行っており、主として貸付先（資金需要者）が効用を享受しているものとみなす。一方、預金者に対しては、小切手等の決済業務において、当座預金に利息を付けないことによって、手数料相当分のサービスを提供しているものとみなす。

したがって、産出先は生産額のうち、 $(\text{平均当座預金残高}) \times (\text{普通預金年間平均利子率})$ を各部門（家計を含む）の平均当座預金残高で配分し、残りの額を平均貸付残高によって配分する。

生命保険及び損害保険では、受取保険料－（支払保険金＋準備金純増）で計る帰属保険サービスを生産しているものとみなす。

政府の建物（企業会計分を除く）の資本減耗引当としては、減価償却費を推計し、これを使用

部門（公務、非公務各部門）に計上する。

持家及び給与住宅については、その賃貸料相当額を住宅賃貸料部門の生産額として計上し、全額家計消費支出に産出する。

6) 仮設部門

実際には産業として存在しないか、または存在しても独立した部門とは見なされないような生産活動又は財貨・サービスであっても、産業連関表の作成上、これらの生産活動又は財貨・サービスをまとめて仮の部門として設定する場合がある。こうした部門を仮設部門と呼ぶ。

仮設部門としては次のものがある。

(1) 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを生産する各部門は、当該品目をいったん「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する。

(2) 自家輸送

自家輸送は、本来の輸送業と代替関係にあり、その投入額を明らかにすることが望ましいため、独立した部門として設定し、自家輸送に必要な財貨・サービスをいったん「自家輸送」部門へ産出し、各需要部門は「自家輸送」のサービスを購入するとみなす。

(1)(2)の投入は、内生部門に限定し、粗付加価値は各産業部門のアクティビティから取り出して推計することが困難なものが多いので、計上しないものとする。

(1)(2)は、行部門の産出比率によって列部門を分解することにより、各産業部門が仮設部門を構成する財貨・サービスを直接に投入した場合と同様の結果を得ることができる。しかし、①波及効果の計算において仮設部門を立てたままでも各産業部門への影響は同一となること、及び②分解以前の項目自体が一つの有用な情報となることから、(1)(2)の仮設部門の分解はこれを行わなかった。

(3) 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。この場合、副産物については、それを主産物とする部門（行）が存在するので処理できるが、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」、「非鉄金属

屑」および「古紙」部門を設けて処理する。

(4) 分類不明

「分類不明」は概念上、各部門に属さない活動をここにまとめたものと理解できるが、実際上は行と列との推計誤差の集積としての調整項目的な性格が強い。したがって、実際には、この部門の行、列の構成には何らの法則性はなく、他の仮設部門とは区別する必要がある。

7) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱については、「使用者主義」と「所有者主義」との二通りがあるが、平成17年大阪市産業連関表においては、物品賃貸業の各部門及び「不動産賃貸業」については「所有者主義」により推計している。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその費用等を計上するという考え方である。

このため、賃貸業者から賃貸を受けた生産設備については、その使用部門が賃貸料に相当する維持補修費と減価償却費及び純賃貸料(粗賃貸料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの)を、当該部門の経費または営業余剰(純賃貸料部分)として計上することとなる。

一方、「所有者主義」は実態に即し、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方である。

「使用者主義」をとった場合、生産と生産のための資本とが一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点がある。しかし、生産設備の中には、その大部分がレンタルまたはリースによって設置されているものがある一方、物品賃貸業が産業全体の中で無視しえない比重を占めるに至っており、産業連関表の中において部門を設定し、生産額及び付加価値を計上する必要が生じてきているため、「所有者主義」を採用した。

なお、「労働者派遣サービス」も同様の考え方によっている。

8) 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当する福利厚生費、交際費や接待費等の支出である。「最終需要」部門の家計外消費支出では、交際費や接待費などとして財貨・サービスの種類と額とを示し、「粗付加価値」部門の家計外消費支出では、各産業部門の支出項目(福利厚生費、交際費・接待費等)別の経費額を示している。

現行の所得統計では、この経費を生産活動に必要な営業費用、すなわち中間消費とみなし、粗付加価値部門及び最終需要部門には含めないが、産業連関表では、この経費は営業余剰の一部を構成し、産業部門から民間最終消費支出に現物で移転されるものとも考えられるので、粗付加価値部門及び最終需要部門にそれぞれ家計外消費支出として特掲し、所得統計での扱いと合わせて

内生化することができるよう処理している。

9) 生産物の地域的帰属

市内生産の範囲は、大阪市域内の生産活動による財貨・サービスの全てであるから、市外の事業所が、地理的な境界線を越えて市内で生産活動を行う場合も、市内生産の範囲に含まれる。この例としては建設業などが挙げられる。

なお、サービスの生産額は、原則として市内に所在する事業所の、売上収入額（産業部門の場合）、又は経費総額（政府サービス生産者及び対家計非営利サービス生産者の部門の場合）とする。

また、市内の事業所が市外でおこなったサービスに関する収入は「移出」として取り扱った。

10) 部品・中間製品の取扱い

部門別市内生産額推計の基礎となる細品目ごとの生産額には、原則として、同一事業所内で、次の生産工程の原材料として消費される部品・中間製品（いわゆる自家生産・自家消費）も含まれる。

しかし実際には、工業統計等のように出荷ベースの統計によって各細品目ごとの市内生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がないため、結果として市内生産額として含まれないこととなり、利用する基礎統計によって扱いが異なっている。

例えば、「ビデオ機器」部門についてみると、部分品・取付具・付属品は、出荷ベースの統計である工業統計によっているため、部分品・取付具・付属品の生産には、他事業所へ出荷されたものだけが計上され、ビデオの工場で一貫生産によって自家生産・自家消費された分は、計上されていない。ただし、市内向けに出荷された部分品・取付具・付属品の大部分は、ビデオの製造事業所で原材料として生産工程に投入されるので、両部門を統合した場合には生産額の重複計上が生じる。

11) 本社・営業所経費の取扱い

市内生産物は、本社および営業所の経費と利潤相当分を含む、いわゆる生産企業の販売価格に相当する生産者工場出荷価格で評価するので、生産額には原則として本社・営業所経費が含まれる。しかし、本社と事業所の立地が明確に分離され、かつ事業所のみが対象となる統計データは、本社・営業所経費が含まれていない可能性もある。よって本表では市内で生産された本社サービスの全てではないが、ある程度の部分が生産額に含まれていると考えることができる。

8. 移輸入の取扱い

移輸入については、競争移輸入型、つまり同じ財貨であれば、あるいは同じ部門に分類できれば、移輸入品も市内産品も全く同じ扱いにする方法で処理した。ただし、大豆など全国表の基本部門分類において輸入品を独立した部門としている場合は、輸入品を区別した。

9. 産業連関表と市民経済計算との関係

産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）の計数と市民経済計算の計数とは、同じ市内経済の流れをとらえたものであるが、産業連関表・市民経済計算には、それぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全に一致はしない。

主な相違点は次のとおりである。

- ① 対象期間は、市民経済計算は会計年度であるが、産業連関表は暦年である。
- ② 部門分類は、市民経済計算は事業所ベースであるが、産業連関表はアクティビティベースである。
- ③ 対象地域は、市民経済計算は属人主義であるが、産業連関表では属地主義である。
- ④ 市民経済計算では家計外消費支出を中間消費として扱うが、産業連関表では粗付加価値及び最終需要の一部として計上する。

10. 部門別概念・定義・範囲等

部門別概念・定義・範囲等については、「平成 17 年産業連関表—総合解説編—（総務省 平成 21 年 3 月）」のとおりとした。